

第197回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第11号

令和2年10月6日かすみがうら市農業委員会告示第11号をもって、令和2年10月12日(月)
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第197回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和2年10月12日(月) 午後2時00分開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 栗山 千勝	2番 塚本 勝男	3番 海東 功	4番 外塚 孝雄
5番 塚本 茂	6番 飯田 敬市	7番 貝塚 光章	8番 井坂 孝雄
9番 谷中 昌	10番 中山 峰雄	11番 鈴木 良道	12番 久松 弘叔
13番 市川 敏光	14番 栗原 進一		

4. 欠席委員

なし

5. 説明のため出席した者

事務局長 大久保 定夫
係長 横田 桂明 主事 下川 華帆

6. 議事録署名委員

1番 栗山 千勝 14番 栗原 進一

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について

報告第31号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第32号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第33号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

⑤ 議案審議について

議案第63号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第64号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第66号 現況証明願の交付決定について
議案第67号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第68号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)
議案第69号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について

⑥ その他

8 閉会

午後2時50分閉会

事務局長	それでは、只今から、令和2年度 第197回農業委員会総会を開会いたします。只今の出席委員は14名で、会議規則第7条の定足数に達しております。よって、総会は成立しております。
事務局長	それでは、会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。
議 長	中山会長あいさつ
議 長	はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。
事務局長	(諸般の報告朗読)
議 長	次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。 議事録署名委員は会議規則第16条第2項の規定により、14番 栗原進一 委員、1番 栗山千勝 委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局職員の下川主事を指名いたします。
議 長	次に、日程の決定についてお諮りいたします。 只今から午後5時までとしたいと思いますがいかがでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議ございませんので、午後5時までといたします。
議 長	次に報告第31号から報告第33号までの報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が配布されていますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。 報告案件について、ご意見ご質問等ありましたら、お願いします。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。
議 長	それでは、議案審議に入ります。 「議案第63号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。
議 長	事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議 長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
9番 谷中委員	10月5日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、久松委員と鈴木委員と私の3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。それでは説明いたします。 番号1番は、●●地内の●●●●●●●●●●から約100m西に位置する畑1筆になります。現況は、きれいに管理されていました。 申請人は、経営規模拡大のため今回の申請に至りました。野菜を作付けする計画です。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件は満たしていると考えます。委員の皆様のご審議の程、よろしくをお願いします。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。

議 長	これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第63号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第64号農地法第4条の規定による許可申請について」上程いたします。事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議 長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
9番 谷中委員	番号1番、2番は、申請人が同一であり、近接した農地になりますので、一括で説明します。 図面番号1番をご覧ください。 番号1番は、●●●●●●●●●● ●●●●●●●●から約220m南東に位置する畑1筆、番号2番は、同じく●●●●●●●●から約280m南東に位置する畑1筆になります。いずれの土地も第3種農地と判断しました。 番号1番の現況は、雑草繁茂の状態であり、番号2番は、きれいに管理されてきました。申請人は、太陽光発電事業に伴い、今回の申請に至りました。転用による影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。 以上、委員の皆様の更なる審議の程よろしくをお願いします。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議 長	これより、議案審議に入ります。 なお、番号1番、番号2番は、申請人が同一で、申請土地も近接地ですので、一括審議といたします。 番号1番、番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番、番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番、番号2番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第64号農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第65号農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします
議 長	事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。

議 長	番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
2番 塚本委員	ここは、転用はどういう計画をしているのですか。
事務局	こちらの案件に関しましては、敷地拡張後に物置を建てる計画です。
2番 塚本委員	前に、その隣に農地を転用して3年くらい、建てたやつを、壊してしまった。その場所、更地に、でっかい敷地で、その時に、派遣かなんかするために、外国から人を入れて、均してしまった。ここは、その場所なんですよ。その場所が空いているのに、なんで必要なのかなど、ちょっと疑問があるのですよ。物置建てるのは、どれくらいの建てるの。
事務局	物置の面積のほうは、おおよそ10㎡になります。 もともと、拡張部分なんですけど、現在の住宅敷地のほうと、一体的に利用されているというのがありまして、実際、その方の家庭菜園として使っている形なんですよ。今回、その部分を整理して、敷地の拡張という形で、そこには物置を作るという計画での申請です。
議 長	塚本委員さん、よろしいですか。
2番 塚本委員	納得はしないですけど、いいです。
議 長	それでは、番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号5番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第65号農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第66号現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議 長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。

議 長	全員賛成ですので、番号4番は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	「議案第66号現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第67号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程します。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、説明いたします。 9ページをご覧ください。今回利用権の設定は、全体で69件、面積は193,344㎡です。内訳は新規64件、再設定が5件で主な作付け作物はレンコン・野菜・水稲です。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第67号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第67号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第68号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程します。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは説明いたします。 21ページをご覧ください。市長より令和2年9月28日付で農用地利用配分計画(案)の意見を求められています。計画案につきましては、茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が2件、面積2,325㎡です。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第68号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第68号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第69号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程します。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、説明いたします。 23ページをご覧ください。市長より令和2年9月28日付けで、農用地利用配分計画案の意見が求められています。計画案につきましては、茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が2件、面積2,325㎡です。計画案については、農地中間管理機構と県により農地利用配分計画の協議は既に了して

	おり、本日の総会で可決されると、農地利用配分計画が認可される流れとなります。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第69号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第69号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。
議 長	次に、来月の総会は、11月10日(火)午後2時から予定しております。なお、次回の事前調査員は、栗原進一委員、栗山千勝委員、塚本勝男委員です。日時は、11月2日(月)午前9時から、霞ヶ浦庁舎大会議室といたします。 よろしくお願ひ致します。
議 長	他に事務局からありますか。
事務局長	①クールビスの終了に伴う来月総会からネクタイ着用のお願ひ ②大型トラクター運転時の大型特殊免許について
議 長	以上を持ちまして、第197回総会を閉会いたします。 慎重審議大変ご苦勞様でした。

かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項により署名する。

かすみがうら市農業委員長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____

--	--